

～今年度の取組は全て終了しました～

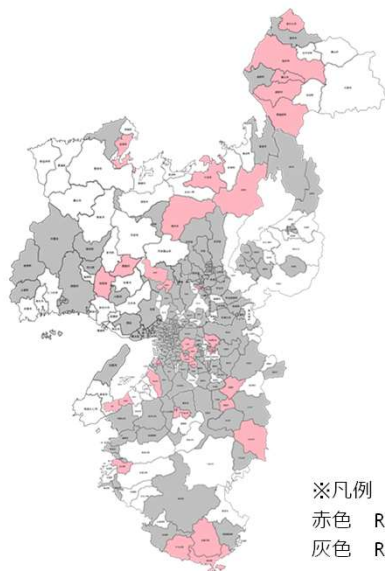
市町村はたらきかけ、アンケート配布中です。

当協議会事務局では、令和4年11月に改正となった所有者不明土地法において、所有者不明土地対策計画の策定や補助制度の活用が可能となったことから、令和4年度より市町村を訪問等し、補助制度の活用等について説明や意見交換会を行っているところです。

令和7年度も個別訪問を行い、令和4年度からの合計で134市町村を訪問しました。お忙しい中、意見交換会等に参加いただいた皆様ありがとうございます。

令和6年度、令和7年度に訪問や意見交換会を行いました市町村の皆様には府県を通じてアンケートを配布中です。お手元に届きましたらExcel、Formsどちらでもかまいませんのでお声をお届け下さい。もし「意見交換会に参加したけれど、アンケートをまだ見かけていない」方はQRコードから是非ご協力下さい。

R7年度末まで訪問実績



所有者不明土地・低未利用土地対策
に関するアンケート



↑
アンケート
QRコード

1月22日に滋賀県、1月29日に京都府で、「地籍調査」に関する勉強会を開催しました。これで7府県全ての取組が終了しました。たくさんの方にご参加いただきありがとうございます。来年度もよろしくお願いいたします。

府県ごとの取り組み、
ご参加ありがとうございます



協議会HPをリニューアルしました★

2月に協議会HPをリニューアルしました。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/land/syoyuusyahmeitoti/index.html>



↑
協議会HPの
QRコード



文字が多くて読みにくい、どこに何があるか分かりにくい…を解消するため協議会HPを大幅リニューアルしました。

令和8年度は講習会の申込や問合せがHPからできるようになります。(問合せは今までどおりメールでも受け付けています)

国土交通省HPへリンクしています



フォームへ移動します



協議会に寄せられる質問で、多かったものを掲載しています

「とちーた」
土地政策
イメージ
キャラクター



「土地政策通信」こぼればなし★

土地政策をより身近に感じていただくため、不定期発行予定です。次号は初夏頃を目指しています。

よくある質問から。 知っていますか、所有者不明土地法 ～① 所有者不明土地ってなあに？～

【定義】

相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地
【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第2条第1項】←以下「法」という

★「相当な努力」とは？【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令 第1条】←以下「政令」

①土地の登記事項証明書の交付を請求すること



②土地所有者確知必要情報（※1）の提供を
求めること

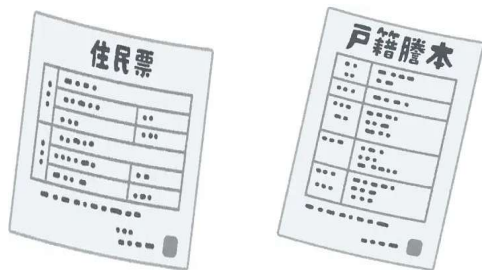


※1 土地の所有者と思料される者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の土地の所有者を確認するために必要な情報【政令第1条】

請求先
土地の所有権以外の権利者、固定資産課税台帳・地籍調査票等を備えると思料される市町村長等、親族、在外公館の長等【省令第1条】

国土交通省HP

③住民基本台帳その他の書類（戸籍等）（※2）を
請求すること



※2 戸籍簿又は除籍簿、戸籍の附票等
【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第2条】←以下「省令」

④所有者へ書面の送付等（※3）を行うこと



※3 書面の送付又は訪問のいずれか
【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第3条】

所有者不明土地探索・利活用ガイド
ライン

https://www.mlit.go.jp/toc/hi_fudousan_kensetsugyo/content/001618309.pdf

所有者探索の手引き

https://www.mlit.go.jp/toc/hi_fudousan_kensetsugyo/content/001618310.pdf



「とちーた」
土地政策
イメージ
キャラクター

①～④の探索を行っても「所有者が分からない」のが所有者不明土地です。共有者の一部が分からない場合も、所有者不明土地になります。

所有者不明土地のうち「現に建築物(簡易な構造の小規模建築物(※4)を除く。)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地」は特定所有者不明土地と言います。
【法第2条第2項】

➡ 地域福利増進事業、土地収用法の特例の対象

※4 物置、作業小屋又はこれらに類するものであって、階数が1（平屋建て）で、床面積が20平方メートル未満の建築物【政令第2条第1項、第2項】



～② 土地所有者等関連情報ってなあに？～

以下の場合に土地所有者等(※1)を知る必要があるときは、その探索に必要な限度で、**土地所有者等関連情報(※2)の利用・提供((1)～(3))が可能**。【法第43条】

- ・ **地域福利増進事業、収用適格事業及び都市計画事業の実施の準備のため**
- ・ **管理不全土地所有者不明土地の管理適正化の勧告のため**
- ・ **裁判所への管理命令等の請求のため**

公共事業には幅広く使えます。

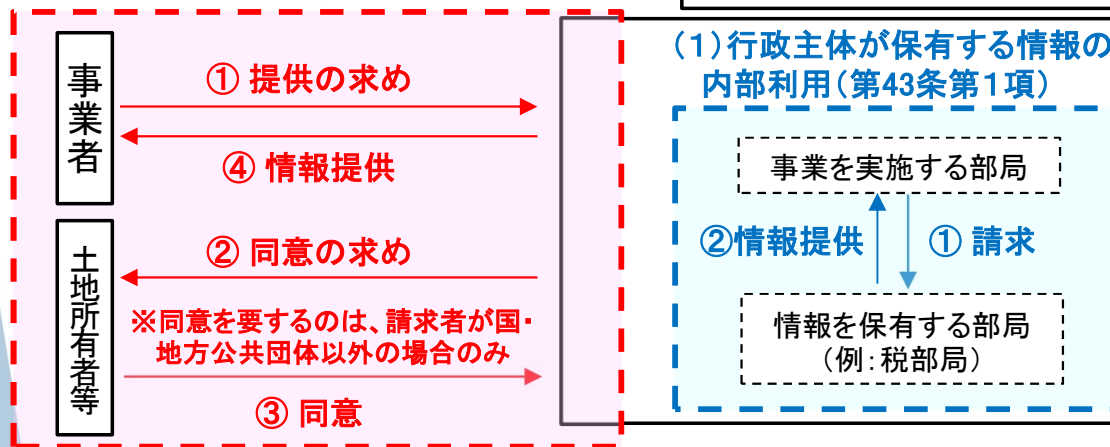
- (1) 都道府県知事及び市町村長は、その保有する土地所有者等関連情報を、内部で利用することができる。
- (2) 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者等から提供の求めがあったときは、土地所有者等関連情報を提供するものとする。(請求者が国・地方公共団体以外の場合は、求めを受けた都道府県知事・市町村長が、土地所有者等本人の同意を得た上で提供。)
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、土地に工作物を設置している者等に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

※1 土地又は土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者

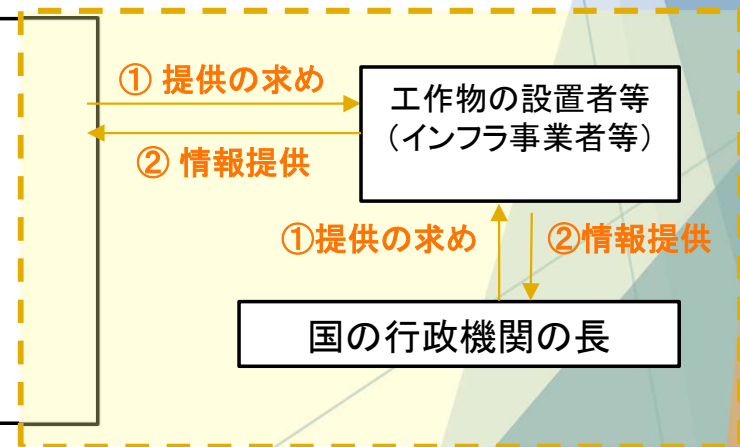
※2 土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他の国土交通省令で定めるもの

➤ 省令では、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先を規定。【省令第54条】

(2) 行政主体が保有する情報の外部提供 (第43条第2項～第4項)



(3) 工作物の設置者等が保有する情報の外部提供 (第43条第5項)



公共事業に管理適正化、財産管理命令のため等・・・幅広く請求できるようになっていますが、請求する側、請求される側からも、よく質問が寄せられます。困ったときは協議会へお気軽にお問い合わせ下さい。

